

重要事項説明書

事業者	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会
事業所	佐世保市社協 グループホームよしいの郷

重要事項説明書

指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

1.事業所

事業所名	佐世保市社協 グループホームよしいの郷
所在地	長崎県佐世保市吉井町橋川内570番地4
連絡先	電話 (0956) 64-4001 ・ (0956) 64-4130 FAX (0956) 64-4131
事業所指定番号	4270202833
指定居宅サービスの種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

2.事業の目的・方針

この事業は、要介護状態又は要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護の提供を確保することを目的とします。認知症である要介護状態の利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。認知症である要支援状態の利用者が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

3.従業者の職種、員数及び職務の内容

管理者	Aユニット	日数谷 悦子
	Bユニット	中野 千絵

職員の職種	管理者	1人以上	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮指令を行う。
	計画作成担当者	1人以上	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、関係機関との連絡・調整を図る。
	介護従事者	16人以上	利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

4.利用定員	18名（2ユニット）	A棟	9名
		B棟	9名

5.提供するサービス内容	入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
	日常生活上の世話
	日常生活の中での機能訓練
	相談援助

6.利用料金

《基本料金》

要支援 2	749 単位 /日
要介護 1	753 単位 /日
要介護 2	788 単位 /日
要介護 3	812 単位 /日
要介護 4	828 単位 /日
要介護 5	845 単位 /日

※ 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合の自己負担額は、各利用者の負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

居室の提供(家賃)	30,000円/月額30日 (1日1,000円)
食材料費	34,500円/月額30日 (朝食:250円・昼食:400円・夕食400円・おやつ:100円)
水道光熱費	12,000円/月額30日 (1日400円)
個人消耗品の費用	利用者が負担することが適当と認められるものは実費として徴収する
月の途中における入退所	日割り計算とする

《加算項目》

初期加算	30単位 /日
看取り加算	72単位 /日 死亡日以前31日以上45日以下
	144単位 /日 死亡日以前4日以上30日以下
	680単位 /日 死亡日の前日及び前々日
	1,280単位 /日 死亡日
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位 /日
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25単位 /日
入院時費用	246単位 /日 1月に6日まで
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位 /日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位 /日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担合計月額に11.1%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担合計月額に3.1%加算
科学的介護推進体制加算	40単位 /月
介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担合計月額に2.3%加算

7.入退居に当たっての留意事項

- ① 入居に際して主治医意見書等により当該申込者が認知症の状態にあることを確認します。
- ② 対象者は要介護者及び要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - (1)認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2)認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3)認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - (4)利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
 - (5)利用者が当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - (6)入院等により3ヶ月以上利用がない場合
 - (7)天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ③ 当該申込者が入院治療を要する者であること等により、自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- ④ 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。

8.衛生管理等

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を行います。
 2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を行います。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所は従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

9.緊急時・非常災害等の対応

緊急時等の対応方法	利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。
	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
	事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をします。
	利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
非常災害対策	非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気、消防等について責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。また訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 苦情・相談対応

(1)利用者からの苦情・相談等に対応する窓口・担当職員を設置し円滑かつ迅速に処理します。

常設窓口	グループホームよしいの郷	0956-64-4001
	担当者 グループホームよしいの郷	管理者 日数谷悦子
	責任者 吉井介護事業所	所長 岩崎直美
当社以外での受付	佐世保市長寿社会課	0956-24-1111
	長崎県長寿社会課	095-895-2431
	長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-7291
	運営適正化委員会(長崎県社会福祉協議会内)	095-842-6410

【円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順】

- ① 苦情が発生した場合、事実確認を行うとともに原因を調査します。
- ② 必要な場合、苦情処理担当者が利用者宅を訪問し聞き取り調査等を行うとともに、担当者から事情を確認します。
- ③ 問題解決のため、関係者と協議を行い、処理方法やサービス提供のあり方等を検討します。
- ④ 利用者又は家族に解決策を提示し、今後の対応についての確認をします。
- ⑤ 苦情処理台帳に苦情処理のてん末を記載します。

(2) 本事業においては、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、公平な立場で苦情に対応する体制を整えています。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、介護サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者に現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

13. 身体拘束

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

2. 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

14. 地域との連携など

1. 事業所は、運営に当たって地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たって、利用者、家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成・公表を行います。

15. 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2024/2/15
第三者評価機関名	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構
評価結果の開示状況	WAMNET(ワムネット)

＜ 同 意 書 ＞

グループホームよしいの郷入所契約にあたり、ご利用者及びご家族等に対して、上記のとおり重要な事項の説明を行い、交付しました。

(事業者) 佐世保市八幡町6番1号

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

会 長 深 江 海 人

(事業所) 佐世保市吉井町橋川内570番地4

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会 吉井介護事業所

所長 岩崎 直美

グループホームよしいの郷

管理者

説明者

私は本書面により、グループホームよしいの郷の入所契約にあたり、上記のとおり重要な事項の説明を受け、その内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏 名

家族代表(代筆者)

住所

氏 名

(利用者との続柄)

<別紙>

《加 算 項 目》

グループホームよしいの郷において下記の項目について加算料金が適応されます。

1.初期加算	当施設に入居した日から30日以内の期間について算定します。30日を超える病院への入院後に利用を再開した場合も同様です。
2.看取り加算 ★	看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
3.医療連携体制加算(Ⅰ)ハ★	当施設の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
4.夜間支援体制加算(Ⅱ)	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
5.入院時費用	3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合に算定します
6.認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します
7.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
8.介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です。
10.科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

★については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。